

見附市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

見附市長 稲田 亮

見附市条例第11号

見附市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

見附市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年見附市公布）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「（目的）」を付し、同条中「以下」を「。以下」に、「第28条第3項」を「第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項」に、「基き」を「基づき、」に、「免職及び休職」を「、免職、休職及び降給」に改め、「手続」の次に「及び効果並びに失職の例外」を加える。

第5条の前に見出しとして「（委任）」を付し、同条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

（失職の例外）

第8条 任命権者は、職務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故により拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。

第4条を第7条とする。

第3条の前に見出しとして「（休職の効果）」を付し、同条を第6条とする。

第2条に見出しとして「（降任、免職、休職及び降給の手続）」を付し、同条第2項中「若しくは免職又は休職」を「、免職、休職又は降給」に改め、同条を第5条とし、第1条の次に次の3条を加える。

（降給の種類）

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給

料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。) 及び降号(職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)とする。

(降格の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合(職員が降任された場合を除く。)

ア 職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師2名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなる場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき(ア及びイに掲げる場合を除く。)

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第4条 任命権者は、職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績が良くないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されて

いる職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の任命権者が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績が良くない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。